

# 里庄町水道事業ビジョン・経営戦略

令和8(2026)年3月

改訂版



岡山県 里庄町

## 目次

### 第2章 水道事業の概要と現状

2. 水道事業の現状（改訂前 P.6・7・8）.....	1
1) 給水人口および年間有収水量.....	1
3) 経営状況.....	2

### 第5章 投資・財政計画

1. 投資財政計画の考え方（改訂前 P.25）.....	3
2. 投資計画の検討（改訂前 P.25・26）.....	3
1) 更新基準年数の設定.....	3
2) 整備計画の反映.....	4
3. 財政計画の条件設定.....	5
4. 財政計画の検討（改訂前 P.26・27）.....	6
1) 現在の水道料金体系を維持した場合.....	6
2) 水道料金を改定した場合.....	7
5. 投資・財政計画（経営戦略）のまとめ（改訂前 P.28・29）.....	8

## 巻末資料

審議会の答申書

## 第2章

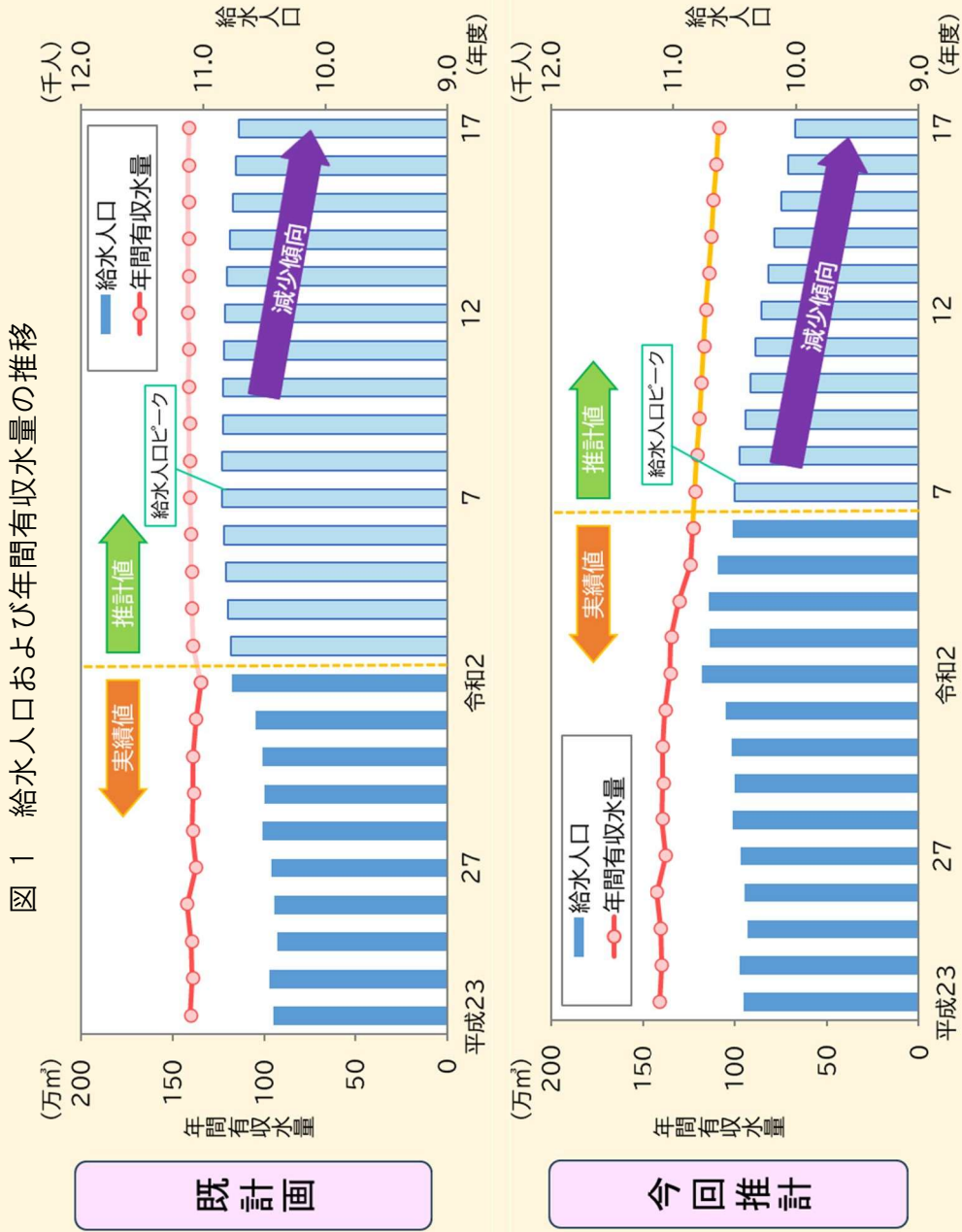
# 水道事業の概要と現状

### 2. 水道事業の現状

#### 1) 給水人口および年間有収水量

令和3年度(2021年度)に策定した水道事業ビジョン・経営戦略では、図1の上段に示すとおり、令和7年度(2025年度)まで給水人口および年間有収水量が増加する予測をしていました。しかし、令和2年度(2020年度)以降減少に転じたため第4次里庄町振興計画(後期基本計画)にて里庄町人口ビジョンが改訂されました。

これに合わせて、水道事業ビジョン・経営戦略に、里庄町人口ビジョンを反映すると、給水人口は今後も減少傾向となり、それに伴い、年間有収水量も同様に減少傾向になると予測されます。

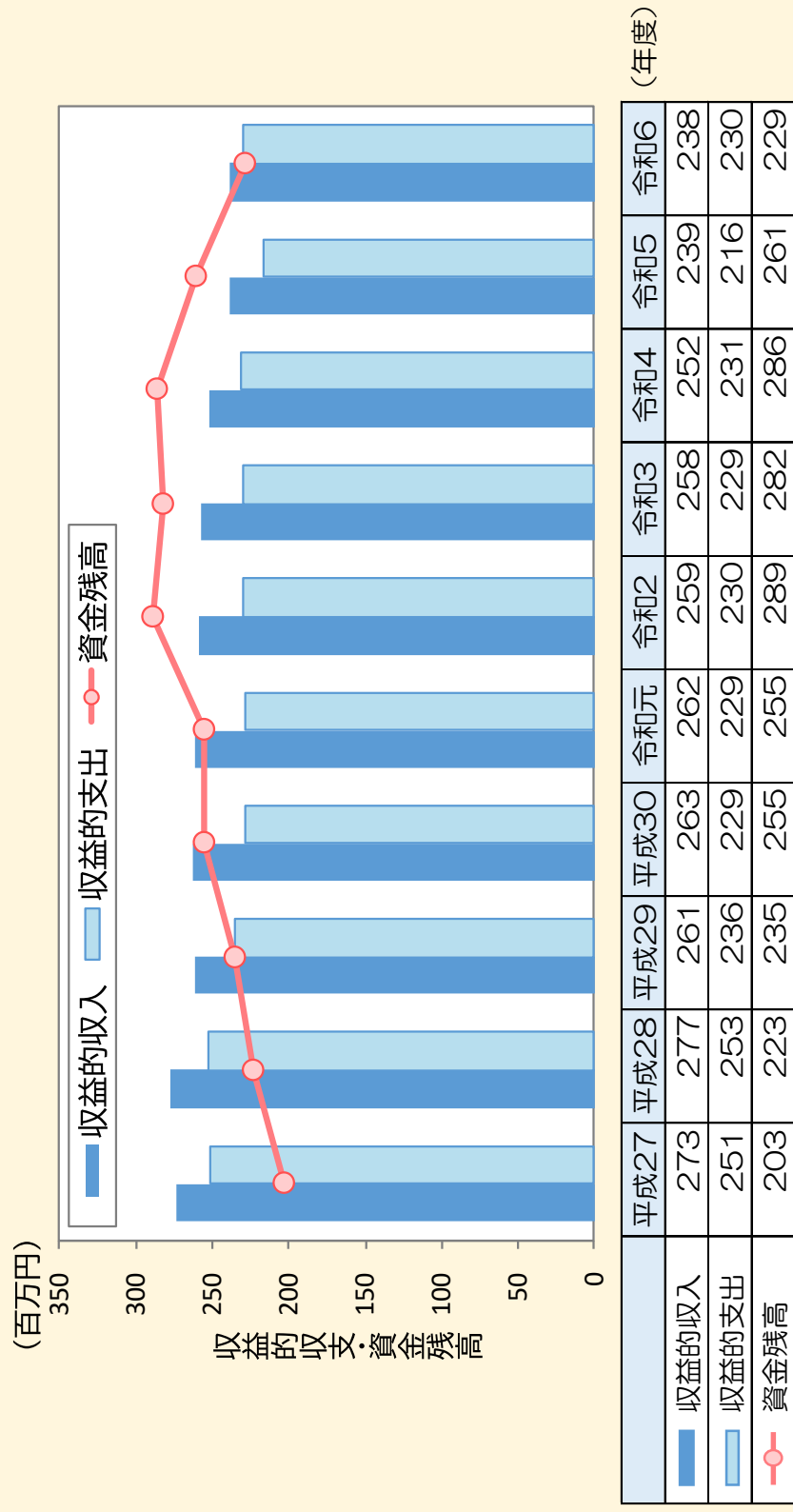


### 3) 経営状況

令和2年度(2020年度)以降の人口減少によって収入が減少しているにも関わらず、収益的支出は横ばいとなっているために、資金残高は減少傾向となっています。

災害などが発生した際にも水道事業を継続するための資金として、資金残高を2億円以上確保することを目標としていますが、令和4～6年度の落ち込みから見て、令和7年度には2億円以上の確保が難しい状況です。

図2 収益的収支および資金残高の推移



## 第5章 投資・財政計画

### 1.投資財政計画の考え方

令和3年度（2021年度）に里庄町水道事業ビジョン・経営戦略として、令和17年度（2035年度）までの15年間の投資・財政計画（経営戦略）をまとめ、水道料金の改定を行わなくても事業の継続が可能であることを示しました。

しかしながら、人口減少に加え、材料や工事費などの高騰に伴い、水道事業に大きな影響が出ています。そのため、人口および水量の予測を見直すとともに、健全経営となるよう計画を見直しました。

### 2.投資計画の検討

投資計画は、次のとおりに更新需要の抑制および平準化を行います。

#### 1) 更新基準年数の設定

厚生労働省が公表した「実使用年数に基づく更新基準の設定例」を参考に基準を設定しました。これにより、法定耐用年数を基準とした更新需要ではなく、実際の使用年数に即した更新需要を算出します。

表 1 更新基準年数の設定

工種	法定耐用年数	更新基準年数
建築	50年	法定耐用年数の 1.2倍
土木	60年	
電気	20年	
機械	15年	
計装	10年	
管路	40年	法定耐用年数の 1.5倍

## 2) 整備計画の反映

更新計画や耐震化計画などから今後の整備内容を精査し、最新の経営状況を考慮しながら、水道資産を計画的かつ効率的に整備できるような投資計画を検討しています。これに基づき、令和3年度（2021年度）から令和6年度（2024年度）までの4年間の実績、令和7年度（2025年度）から令和17年度（2035年度）までの11年間の投資計画（中期財政計画）を策定し、投資額を算出しました。その結果、今後11年間の投資総額は、約18億円を見込んでいます。

表 2 今後 11 年間の投資計画

(単位：百万円)

整備内容	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	合計	(年度)
下水道工事に伴う管路の耐震化	60	50	50	50	35	50	50	50	50	50	50	545	
老朽管の更新		38	57	116	34	116	116	120	120	120	120	957	
道路工事に伴う管路の耐震化	59	59	59									177	
水道施設の耐震化等		4			100							104	
合計	119	151	166	166	169	166	166	170	170	170	170	1,783	

### 3.財政検討の条件設定

計画期間の15年間の財政のうち、令和6年度（2024年度）までの4年間は財政収支の実績を示します。令和7年度（2025年度）以降の11年間は、財政検討を以下の条件で行い、その結果を示します。

表 3 財政検討の設定条件

経営維持に必要な事項	①経営継続	単年度の経常収支の黒字化するため、料金改定及び企業債発行を行う。
	②資金残高	災害等の非常時でも経営を維持するために必要な金額2億円を確保する。
財源	③給水収益	将来の水使用量×供給単価で算出する。
	④企業債の発行	令和8年度以降、将来の投資費用の財源として借入する。借り入れた企業債は、30年かけて償還（うち5年据置）し、利率は令和7年10月時点の2.7%を採用する。
	⑤料金改定	初回の料金改定を令和8年10月と設定する。水道料金の改定は5年ごととする。
	⑥その他の収入	過去5年の実績平均値で将来一律とする。
費用	⑦建設改良費	今回計画している事業の整備費用と、その後は更新需要を平準化した費用を計上する。
	⑧人件費	事業量が増加するため、職員を1名増員する。人件費は賃金上昇率を見込む。
	⑨減価償却費	既存施設分に、今後の施設整備に伴う費用を加算する。
	⑩支払利息	既存の借入分に、今後発行する企業債の利息を加算する。
	⑪その他の支出	最新の実績値で将来一律とする。維持管理費は物価上昇率を見込む。

## 4.財政計画の検討

### 1) 現行の水道料金体系を維持した場合

現行の水道料金を維持した場合の財政検討結果を図3に示します。

令和8年度(2026年度)以降、企業債を発行して負担の平準化を図っていますが、現行の水道料金を維持した場合、令和7年度(2025年度)には災害時に対応するための資金2億円の確保が困難となるほか、令和14年度(2032年度)には資金残高も尽きてしまう結果となり、水道事業が継続できない状況となります。

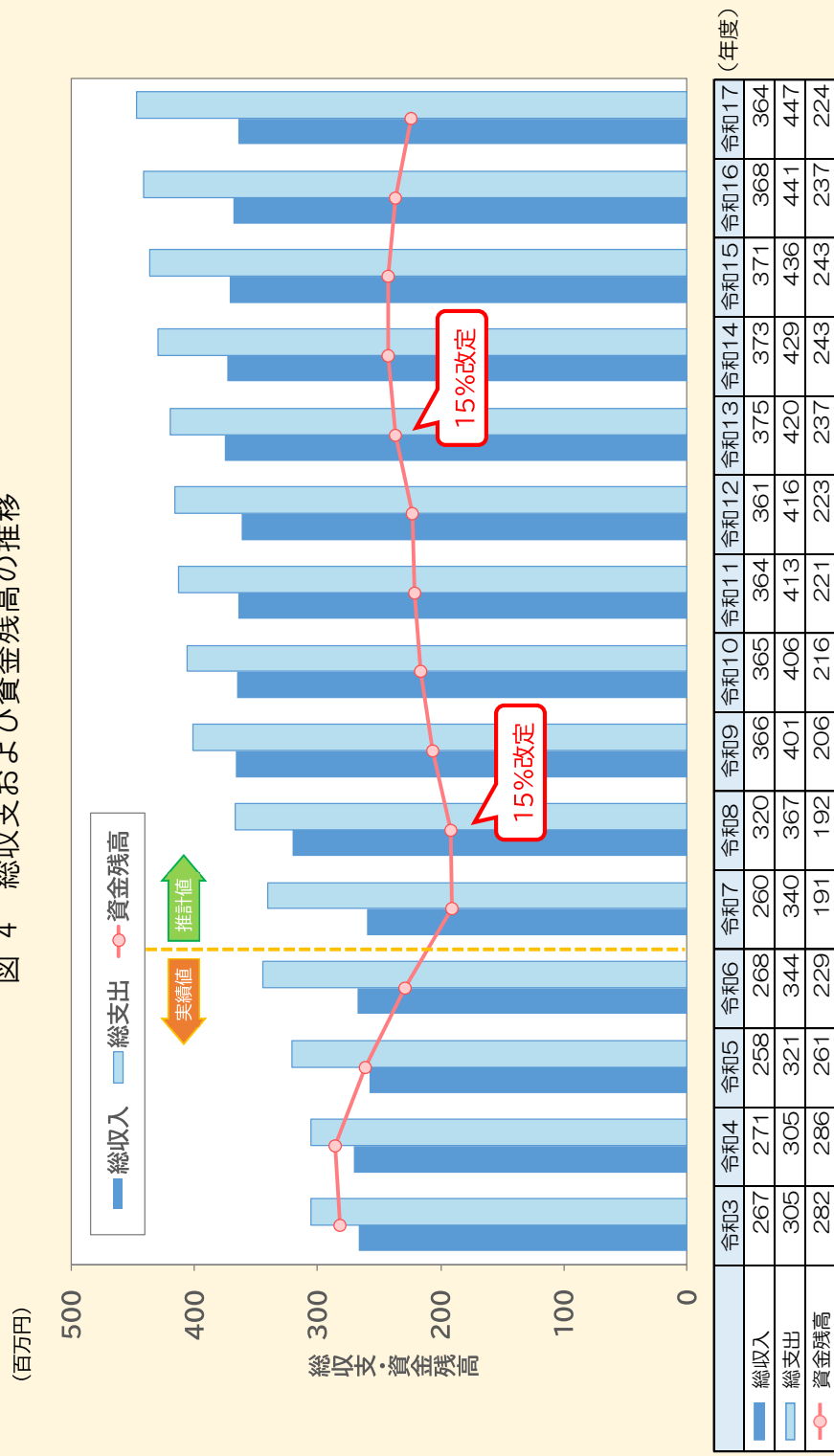
図3 総収支および資金残高の推移



## 2) 水道料金を改定した場合

水道料金を改定した場合の財政検討結果を図4に示します。最初の料金改定として、令和8年(2026年)10月に15%の改定を行い、5年後の令和13年度(2031年度)に再度15%の改定を行うことで、災害時に対応するための資金2億円を確保しつつ、水道事業を継続できます。

図4 総収支および資金残高の推移



- 5年ごとの料金改定により、経営を継続できる
- 災害が発生しても対応するための資金を確保できる

## 5.投資・財政計画(経営戦略)のまとめ

---

令和6年度(2024年度)までの実績を反映して、投資・財政計画を以下のように見直しました。

### 1) 収益的収入について

#### (1) 給水収益

人口減少が進む予測から、今後の給水収益は減少する見込みです。水道事業では投資に見合った収益を確保するため、5年毎の料金改定を見込んでいます。

#### (2) その他

貯蔵品材料売却による収益や預金利息などを見込んでいます。

### 2) 収益的支出について

#### (1) 人件費

引き続き、少人数体制での事業運営を継続しますが、内閣府推計の賃金上昇率を加味しています。

#### (2) 物件費

受水費や維持管理費などの事業経営に必要な経費を見込み、必要な項目では内閣府推計の物価上昇率を加味しています。

### 3) 資本的収入について

#### (1) 企業債

給水収益の不足を補うため、一定程度の企業債を発行し、世代間負担の公平性を確保しています。

#### (2) その他

消火栓の新設負担金や工事負担金などを見込んでいます。

### 4) 資本的支出について

#### (1) 事業費

今回見直した整備計画の事業費を計上しています。(p.4の表2参照)

#### (2) 企業債償還金

令和7年度(2025年度)に全償還しますが、新たな起債の償還を始めます。

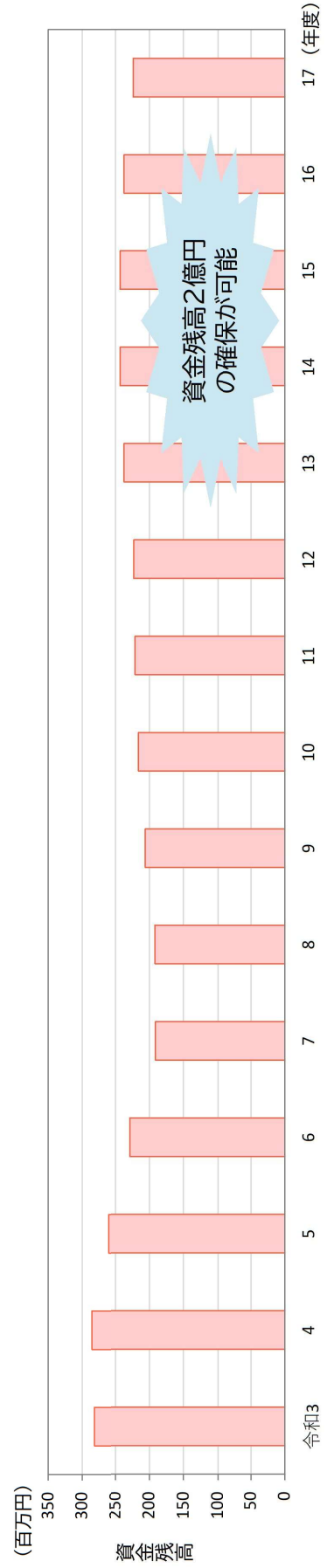
表 4 投資・財政計画



(単位：百万円)

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	令和16 (2034)	令和17 (2035)
給水収益	227	221	211	209	207	220	233	231	228	226	256	253	251	247	244
その他	31	31	28	29	34	35	35	36	36	37	37	37	37	38	37
収益的収入合計	258	252	239	238	241	255	268	267	264	263	293	290	288	285	281
人件費	12	13	9	10	11	19	19	20	21	21	22	23	23	24	25
物件費	217	218	207	220	209	213	216	220	223	229	232	235	239	241	243
収益的支出合計	229	231	216	230	220	232	235	240	244	250	254	258	262	265	268
企業債	0	0	0	0	0	47	80	80	81	80	63	65	65	65	65
その他	9	19	19	30	19	18	18	18	19	18	19	18	18	18	18
資本的収入合計	9	19	19	30	19	65	98	98	100	98	82	83	83	83	83
事業費	65	71	101	112	118	135	166	166	169	166	166	170	170	170	170
企業債償還金	11	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	1	4	6	9
資本的支出合計	76	74	105	114	120	135	166	166	169	166	166	171	174	176	179
企業債残高	10	7	4	2	0	47	127	207	288	368	431	494	555	614	670
資金残高	282	286	261	229	191	192	206	216	221	223	237	243	243	237	224

図 5 資金残高の推移



## 巻末資料

### 審議会の答申書

令和8年2月9日

里庄町長 赤木 功 様

里庄町上下水道事業運営審議会  
会長 熊代和樹

健全な水道経営のための適正な水道料金のあり方について（答申）

令和7年10月6日付け里上水第281号で諮問のあった里庄町水道事業の運営について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。なお、留意されるべき事項を付帯意見として申し添えます。

## 記

### 1 料金改定

「適正な水道料金のあり方」について審議した結果、健全な水道経営を継続するため、水道料金の改定を行うことが必要である。

里庄町水道事業の水道料金は、平成9年の改定以降、消費税率変更を除き28年間一度も値上げをすることなく、現行の水道料金を維持している。しかし、近年の急激な社会情勢の変化による工事費や人件費などの高騰、大規模地震等災害に備える耐震化の加速に要する費用増加は、避けられないのが現状である。その一方で、人口減少に伴う水道料金収入の減少が続き、事業継続に必要な資金確保が困難となることが明らかである。

現行の料金体系のまま事業経営を継続した場合、当年度純利益は減少し、令和10年度には赤字経営となる見通しとなっている。

### 2 料金改定率

料金改定率は15%以上とすることが妥当である。

この改定率は、令和8年10月から令和12年度までの4年6か月間を算定期間として総括原価（営業費用・支払利息・資産維持費の総額）を求め、これと同等の給水収益を確保するために必要な改定率である。

「独立採算の原則」「受益者負担の原則」という水道事業における基本原則に基づき審議を進める中で、「値上げはやむを得ない」「災害時でも事業を継続できなくてはならず、資金の積立をしなくてはならない」などの事務局からの提案に同意する意見が多く示された。

検討の結果、これらを総合的に勘案し、値上げに伴う住民生活への影響を可能な限り低く抑える必要があると考え、改定率は事務局が示す15%以上を妥当と判断した。

### 3 料金改定時期

今回の料金改定の基となる総括原価の算定期間は令和8年10月から令和12年度であり、算定期間の当初である令和8年10月からの改定が望ましい。

### 4 料金体系および料金表

料金体系について、生活用使用者の値上げの影響を低く抑えるため、口径13および20mmは、従量料金の区画別料金制を継続し、さらに、口径25mmの区画別料金制を廃止することで、13および20mmの上昇幅を抑えた下記の表の料金改定が妥当である。

改定後の料金表

口径	基礎料金	従量料金	従量料金
		(10m <sup>3</sup> /月以下)	(11m <sup>3</sup> /月以上)
13mm	900円	80円	175円
20mm	1,400円		
25mm	1,900円	175円	
40mm	4,400円		
50mm	9,400円		
75mm	17,600円		

(1ヶ月) (税抜き)

## 5 付帯意見

当審議会として、財政収支の厳しさは理解するものの、単に使用者に料金改定をお願いするだけでなく、次のことについて、町当局として努力することを強く要請する。

### (1) 料金改定にあたっての留意事項

料金改定にあたっては、住民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、改定の必要性や内容について、十分な周知に努めること。

### (2) 水道料金の適正化

長期的な事業運営を視野に、水需要の動向や社会情勢を注視し、水道料金が適正であるか、5年ごとに検証する機会を設けること。さらに、公益社団法人日本水道協会が示す、全ての口径における従量料金の均一料金制導入の検討を行うこと。

### (3) 経営健全化等の取組み

水道事業の経営にあたっては、経営の合理化、効率化など、一層の経営改革に取り組み、適正に施設の耐震化を進めて行くとともに、災害などの緊急時の対応に最低限必要な資金残高2億円以上の確保に努めること。

## 6 おわりに

水道は住民の日常生活に欠かすことができない重要なライフラインである。

これからも住民に信頼される水道であり続けるために、健全な経営を維持しながら、水道の使命である安全・安心な水道水の安定供給に努められたい。

# 里庄町水道事業ビジョン・経営戦略

令和 8(2026)年 3 月

改訂版

里庄町上下水道課

〒 719 - 0398 岡山県浅口郡里庄町大字里見 1107 番地 2

TEL 0865-64-3115(直通)

URL <https://www.town.satosho.okayama.jp/soshiki/6/>

